

「流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則」及び「流山市開発事業整備基準」への委任事項

- ① 集会施設の敷地面積（条例第20条関係、施行規則別表第5の条文修正）

集会施設の床面積に3を乗じた面積以上かつ135平方メートル以上（同基準を上回る他の規制を受ける場合は、その基準）

→現行規定では、当該集会施設の床面積に3を乗じた面積以上

- ② 防犯灯に用いる照明器具（条例第20条関係、施行規則別表第5の条文修正）

LED灯

→現行規定では、32ワット蛍光灯（市長が同等以上と認めたものの使用可）

- ③ 防災備蓄施設の基準（条例第20条関係、施行規則別表第5に条文追加）

（物資等を収納する施設の規模）

住宅の場合の床面積は5平方メートルを下限とする

住宅以外の場合の床面積は10平方メートルを下限とする

（位置）

- ・災害の発生時を念頭に利用しやすい場所
- ・集会施設内又は集会施設に隣接した場所（住宅の用に供する事前協議対象事業に限る）
- ・原則1階とする

（附帯施設）

- ・災害用仮設トイレ用マンホール（マンホールが設置できない場合、衛生的にし尿を貯留又は処理できる施設による代替可）
- ・災害発生時に使用できる飲料水用の井戸（計画戸数150以上の場合は設置義務、それ以外の対象事業は努力義務）
- ・かまどの機能を有するベンチ（ガスや電気を使用せずに煮炊き可能な施設による代替可）

- ④ 太陽光発電設備（条例第21条関係、整備基準の項目追加）

太陽の光を電力に変換し、施設内で消費されるとともに、余剰電力

を売電できる設備

⑤雨水利用設備（条例第21条関係、整備基準の項目追加）

雨水貯水タンクの容量

- ・80リットル以上（住宅の場合）
- ・200リットル以上（住宅以外の場合）